

## 宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和2年1月23日

本学職員に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 1. 被処分職員の所属等

医学部・医員(研修医) (男性)

### 2. 処分年月日

令和2年1月23日

### 3. 処分内容

停職3月

### 4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、昨年6月、宮崎市内において酒気帯び運転により物損事故を起こした。なお、後日、宮崎県公安委員会から2年間の運転免許取消処分、宮崎簡易裁判所から道路交通法違反で罰金50万円の略式命令を受けた。

被処分者が行った上記行為は、国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則第20条(遵守事項)に違反した行為であるため、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。